

2020年2月3日

小売酒販組合

理事長 殿

石川県小売酒販組合連合会

会長 手塚 清明

(公印略)

「食品表示法」の本格実施への対応について

平素よりご協力をいただき御礼申し上げます。

標記については、5年間の経過措置期間が終了し、2020年4月1日から新基準が適用されることとなりました。食品への表示は、基本的には加工したメーカーなどに義務づけられていますが、小売業者が例外的に対応しなければならない場合があります。

下記のとおり、小売業者の店頭での「オリジナル詰め合せ食品」や「PB商品（食品）」など、一定の条件で販売する小売業者が表示義務を負うケースが主なものとなります。（食品には酒類を含む。）

組合員への周知に当たっては、国税局が作成した別紙1を使用してください。

また、会合等での説明用として、別紙2・3などを活用願います。

記

1. オリジナル詰め合せ食品（小売業者の店頭で詰め合せたもの）

(1) 次の条件を除く

① 番目の判断

購入者の求めに応じた詰め合せ

→

表示不要

② 番目の判断

①に該当せず、

A. 詰め合わせた食品の一つ一つに表示がある、かつ、B. 手にとって表示を確認できる

→

表示不要

(2) 表示内容

(1) 以外の場合は、表示義務を負う（下の「表示例」参照）

①詰め合わせた食品の一つ一つに**表示がある**

+手にとって商品を確認できない → 外箱にすべての食品の表示が必要

②詰め合わせた食品の一部に**表示がない**

+手にとって商品を確認できる → 表示のない個々の食品に表示が必要

③詰め合わせた食品の一部に**表示がない**

+手にとって商品を確認できない
→ 表示のない個々の食品+外箱にすべての食品の表示が必要

(3) その他

メーカー・卸・全酒協などのオリジナル詰め合せ食品は、小売業者に表示義務はない

2.PB 商品（食品）

(1) 次の条件のもの

小売業者が表示に責任をもつ

(2) 表示方法

下の「表示例」のうち、製造者を**販売者・製造所**、に置き換える

販売者	〇〇酒販(有) 石川県〇〇市〇〇町〇-〇-〇
製造所	(株)〇〇飲料 石川県〇〇郡〇〇町〇-〇

※例外：栄養成分表示は、小規模事業者は省略できる

「表示例」

名 称	米菓
原材料名	もち米(国産)、しょうゆ (小麦を含む)、砂糖/調 味料(アミノ酸等)
内 容 量	150 g
賞味期限	〇年〇月〇日
保存方法	直射日光、高温多湿を 避けて保存
製 造 者	〇〇製菓(有) 石川県〇〇市〇〇町〇-〇